



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

令和6年12月9日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

課長 洞口 宗彦

過重労働特別監督監理官 金子 貴範

電話 022 (299) 8838

報道関係者 各位

ベストプラクティス企業との意見交換を実施します

宮城労働局（局長 おやけいさく 小宅栄作）では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、宮城労働局長が働き方改革に向けて積極的に取り組む企業（ベストプラクティス企業）と意見交換を行い、当該企業の取組事例を広く紹介することとしています。

建設業については令和6年4月1日からの時間外労働の上限規制の適用、人手不足や労働者の高齢化、資材価格の高騰などの建設業界を取り巻く環境への対応が求められる中、生産性向上につながる働き方改革等を推進している株式会社橋本店を、建設工事発注機関である東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所とともに訪問することとしました。

記

1 意見交換について

- 対象企業：株式会社橋本店（総合建設業）
- 発注機関：国土交通省 東北地方整備局
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
- 場所：株式会社橋本店（仙台市青葉区立町27番21号）
- 日時：令和6年12月17日（火） 14時00分～15時00分
- 内容：株式会社橋本店から、社員に対して8時間睡眠を推奨することや新工法の導入等生産性向上につながった働き方改革の取組事例を紹介いただきます。また、働き方改革を進める上での課題や問題解消に係る取組について、株式会社橋本店、東北地方整備局、仙台河川国道事務所及び宮城労働局の4者で意見交換を行います。

2 取材のお願い

(1) 当日の現地取材をぜひともお願いいたします。

取材をしていただける場合は、

- ① 貴社名
- ② 参加者職氏名（複数名参加される場合は全員分）
- ③ 使用機材（カメラ（ムービー台数、スチール台数）、三脚使用の有無）
- ④ ご連絡先（電話番号）

について、電話もしくはメールにて下記担当あてお伝えください。

ご連絡いただいた方に、当日の受付場所や受付時間をお伝えいたします。

なお、ご連絡は **12月12日（木）17時**までをお願いいたします。

【担当】宮城労働局 労働基準部 監督課 洞口 ・ 齊藤

電話 : 022-299-8838 (8時30分~17時15分)

メール : kantokuka-miyagikyoku●mhlw.go.jp

(お手数ですが、●を「@」に置き換えてください。)

(2) 対象企業に対する事前の個別お問合わせはご遠慮ください。

(3) 当日の撮影・録音に当たっては、上記(1)の担当者及び対象企業の担当者の指示に従っていただきますようお願いいたします。

<訪問先アクセス>

株式会社橋本店 本社
(仙台市青葉区立町27番21号)

- ・仙台市営地下鉄南北線
「勾当台公園駅」下車、
「公園2」出口徒歩7分
- ・仙台市営地下鉄東西線
「大町西公園駅」下車、
「東1」出口徒歩14分



HMT^{EN}